

議案第 3 2 号

田川市市民体験農園条例の一部改正について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 6 月 2 4 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、令和元年 1 0 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が現行の 8 パーセントから 1 0 パーセントに引き上げられることに伴い、所要の改正をしようとするもので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市市民体験農園条例の一部を改正する条例

田川市市民体験農園条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「また」を削る。

第5条第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第6条第1項中「制限」を「制限し、」に、「停止する」を「停止させる」に改め、同条第2項中「責を」を「責めを」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 農園の使用料は、1平方メートルにつき年額410円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 前項の使用料は、使用を開始する日の属する月の前月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 使用期間が1年未満の場合の使用料の額は、月割をもって計算する。この場合において、その使用期間に1月未満の端数があるときは、その端数を1月として計算する。

4 前項の規定により算出した額に10円未満の金額があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9条の見出しを「(使用料の還付)」に改める。

第15条中「責に」を「責めに」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の田川市市民体験農園の使用について許可を受け、当該使用に係る使用料を納付している者の当該使用料の額については、なお従前の例による。